

# OSP TOP NEWS

## BUSINESS INFORMATION

社内情報  
**11. vol. 209**  
<http://www.osp.co.jp>

ご存知ですか？最新の法令基準

### 2011 食品表示 特集

食品に関する様々な規制があり、表示制度も多く存在します。最近の表示制度の変化について一部紹介します。詳しく知りたい方は消費者庁ホームページを参照ください。

消費者庁 [検索 http://www.caa.go.jp/foods/](http://www.caa.go.jp/foods/)

※食品をとりまく表示制度は、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」「景品表示法」など多くの法律が絡み、案件ごとの問合せ先が複雑でしたが、2009年9月より統括する“消費者庁”が開設されています。

## 1 表示違反のルールが変わりました!

事実と異なる表示があった場合…  
今までは

表示の修正・商品の撤去を行う

2011年1月1日より  
START!

社告(新聞告知など)、webサイトの掲示、店舗等での告知を選択し、速やかな情報提供が必要です

※提供は速やかに2ヵ月以上

2011年1月1日から表示を間違えた場合の対応がかわっています! 間違っていたこと、なおした事を公表してください!

不正表示についての申告とおわび

該当商品名	鮎甘露煮
不適正な表示内容	弊社鮎甘露煮について「天然のあゆを使用」と表記。実際は養殖あゆであり、不適正な表示と受け止め改善を行います。2011.1月~3月:500個
事業者	〇〇水産株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町1-1-1
問合せ先	〇〇水産株式会社 TEL000-000-0000
改善方法等	商品名となりの「天然のあゆを使用」を抹消し販売いたします。

HPで告知

## 2 米トレーサビリティ法 がスタートしました

生産から販売の各段階を通じ、食品の移動をわかるようにすることです。

### トレーサビリティ

米穀等を取引したとき、その内容について記録を作成・保存すること。

生産者 → 卸売業者 → 小売業者/外食店

■商品名: 〇〇〇〇  
■入出荷日: 〇年〇月〇日  
■取引先名: 〇〇食堂〇〇店  
■数量: 5kg×10袋 等

2010年10月1日より START!

### 産地情報伝達

米または米加工品(玄米・精米などの米穀、米粉や米麴、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、蒸留しょうちゅう、みりんなど)を出荷する際には、原料米の産地を取引相手に伝えてください。一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装に原料米の産地(産地情報を知ることのできる方法でも可)を記載してください。

#### 記載例

名称	米 菓
原材料名	うるち米(国産)、食塩、調味料(アミノ酸等)
内容量	10枚
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	開封前は直射日光、高温多湿を避けて保存してください
製造者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町

★一括表示の原材料名に  
★コピーとして表示の欄枠外に

一括表示、欄枠外いずれの場所への記載でも可能

2011年7月1日より START!

義務違反  
**50万円**  
以下の罰金